

政令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の一部の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第四十七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

第三条第二項中「第二十一条第一項」を「法第二十条の三第一項」に改める。

本則に次の一条を加える。

（財務局長等への権限の委任）

第二十二條 法第四十七条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長

官が自らその権限を行うことを妨げない。

<p>法第二十条の四第三項</p>	<p>都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十第一項の中核市若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の区域</p>	<p>財務局長（当該区域が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）</p>
<p>法第二十一条の第二項、第二十一条の三第一項及び第二十一条の八第一項</p>	<p>省エネルギー法第七条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場若しくは省エネルギー法第十七条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場の所在地、省エネルギー法第六十一条第二項に規定する特定荷主の主たる事務所の所在地又は第五条第六号から第十一号までに規定する事業所</p>	<p>財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）</p>

の所在地

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、金融庁長官が財務局長又は財務支局長に委任する権限を定める等の改正を行う必要があるからである。